

〔文献紹介〕

星野 豊著『信託法理論の形成と応用』

植田 淳

1. 本書の目的

本書は、信託受益権の性質論を中心とした信託法理論を正面から取り上げた論稿である。この問題は、長らく英米およびわが国の信託法学界において論争されてきた信託法学上の根本問題である。債権説、物権説、信託財産実質的法主体説など多くの学説が唱えられてきた。本書は、「信託法解釈における信託法理論の役割を再検討し、以って、わが国の法体系における信託法の位置づけを考えようとするもの」である。

2. 本書の構成

本書は、大きく2部から構成されている。第1部は、信託法理論の対立の構造およびかかる対立の背景についての分析に充てられている。ここでは、信託法理論の存在意義や信託法理論と信託法との理論的關係について分析が加えられている。第1章では英国が、そして第2章では米国が、それぞれ扱われており、第3章では、英米における信託法理論の対立の意義を整理しつつ、わが国における信託法理論の対立の構造について論じている。

後半の第2部は、理論モデルとしての信託法理論をわが国の信託法の解釈に対して応用し、現行法の各局面における解釈相互間の関係を丹念に検討している。まず第4章で、理論モデルとしての信託法理論を再整理したうえで、第5章において、現行信託法の種々の局面における解釈に各信託法理論を応用している。そして、第6章において、信託法理論

の対立構造と信託法の解釈との関連について考察するとともに、信託法の特徴と法体系における信託の位置づけについて考察している。

3. 本書のアプローチの特色

著者も認めるように、わが国の法体系における信託法の位置づけについて考察しようとする場合には、「信託法理の具体的内容それ自体を主要な法源である法令判例の分析を通じて明らかにし、信託と親近性のある他の法理ないし制度との比較検討を行う、という方法が採用されることが自然」である。にもかかわらず、著者はあえて上記のようなアプローチを採用したのであるが、その理由について次のように述べている。「ある法理ないし制度の法体系の中での位置づけを考える際に、主要な法源を分析して法理の具体的内容を詳細に確定し、類似法理ないし制度との相対的な関係を明確にする、という方法が有効であるためには、最終的に考察の対象としようとする法理ないし制度に対する理論的視点が、ほぼ異論なく成立していることが前提となる。」ところが、本書の対象である信託法理については、「その定義ないし基本構造に関する理論構成それ自体について根本的な対立が存在し、信託法理論全体を通じて合意されている観点もほとんど存在しないため、上記の一般的な分析検討の方法が有効に機能しえないという事情がある」からだとする。

4. 本書の特長と若干の感想

本書の第1章および第2章は、比較法的観点ないし法制史的観点からも興味深い叙述を多く含んでいる。たとえば、第1章の英国についての、19世紀の裁判所制度改革前後において、エクイティ裁判所の判断の正当性の権威が動揺し、エクイティ裁判所とコモン・ロー裁判所とが統合されると、裁判所の権威のみに依拠することなく一貫した観点のもとに判例法の正当性を説明する理論構成が必要であるとの信託法学説の役

割に関する意識が生じ、メイトランドの債権説が、このような歴史的背景のもとに現れたとの説明は、きわめて興味深い。

また、著者は、英米における信託法理論の対立とわが国におけるそれとの間には、根本的な相違があると指摘していることも興味深い。著者によれば、英米における対立は、信託法理の具体的解釈における結論それ自体の対立ではなく、むしろ信託法理の議論の前提となる法体系全体についての把握の仕方等、信託法理を法体系の中に位置づけるための議論の前提となる基本的概念ないし理念に関する対立であった。それに対して、わが国における対立は、制定法としての信託法の存在を議論の前提としたうえでの、信託法の条文解釈の原則ないし基本的な解釈の方向性に関する対立であった。判例法の蓄積が豊富な英米に比べ、法準則の蓄積が不十分なわが国においては、信託法の解釈に関して信託法理論を解釈の原則ないし方向性を確立するための理論モデルとして英米とは異なる意義を認めるべきであるとする筆者の指摘は、傾聴に値する。

第2部・第5章において詳細に展開されている現行信託法の解釈論も示唆に富んでいる。9節から構成されているこの章は、現行信託法の重要論点をよくカバーしており、本書をいっそう魅力的なものにしている。その各論点を挙げておこう。

第1節 信託の成立と信託関係当事者

第2節 信託財産の範囲とその変動

第3節 信託の公示と分別管理

第4節 忠実義務と善管注意義務

第5節 信託財産に関する相殺

第6節 信託財産の共同受託

第7節 実績配当型信託関係

第8節 信託に関する情報開示

第9節 信託に関する債務と責任

最後に、著者は、結論部分において、次のように述べている。「信託の本質的特徴は、信託財産が特定の信託目的に拘束されていること（信託目的の拘束性）にあると考えられ、又、既存の法体系と別次元の権利

関係を自由に創設することが可能な法理として、信託法を法体系の中に位置づけることができる。そして、この特徴及び位置づけに関しては、債権説、物権説（受益者実質所有権説）、及び、信託財産実質法主体説のうち、いずれかの信託法理論が特に優勢を保っているわけではない。実際、信託法理論相互間の関係は、解釈が行われる具体的局面ごとに区々である。……従って、現行信託法の解釈としては、特定の信託法理論のみに依拠した解釈を行うことは、信託の本質的特徴との関係で必ずしも妥当であるとは言えず、むしろ、信託条項において信託関係当事者が自由に信託関係を設定すること、場合によっては、複合的多面的な理論構成を同一の信託関係において創設することを、許容すべきであると考えられる。」このような柔軟な視点を要求されること自体に信託のもつ特殊性が表れているように思われる。

能見善久教授は、ご著書『現代信託法』の中で「受益権の性質が債権か物権かは、現在でも重要な問題ではあるが、信託法の規定で解決されている範囲ではあえて議論する必要はなくなった」（180頁）と述べておられる。しかし、能見教授自身が指摘されるように、信託法の明文規定では解決されない問題があり、これらの問題の解決には、その前提として、受益権の性質論（著者の言う「信託法理論」）が必要になる。能見教授のご著書と並んで、現在最も信頼すべき信託法の基本書は、新井誠教授の『信託法（第2版）』であるが、新井教授は、その第2章において多くの紙数を割いてこの問題を論じておられる（33頁以下）。信託法解釈の出発点において、解釈原理としての信託法理論を、いま一度確認する作業は必要であり、また有益であろう。本書は、そのような作業のための必読の書であると言えよう。

（神戸市外国語大学教授）

〔星野 豊著『信託法理論の形成と応用』信山社、2004年、A 5 判、353頁、定価（本体10,000円＋税）〕